

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所塩釜支所
部署の業務内容	輸出入植物検疫及び国内検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	【現状の取り組み状況】 ①月例会等機会ある毎に管理職から丁寧・誠実・親切な対応を指導。 ②特に来訪者及び職員間の挨拶の励行。 ③電話対応について研修資料を配布し接客対応の向上を図る。 ④現在、対応可能な事項から順次改善を図っている。今後、各種の機会を得て植物検疫の必要性の説明及び意見交換の取り組みの強化を図ることとしている。 【問題点等】 ○説明会等における意見交換の不足 ○輸入検疫業務においては、主に植物検疫関係者との対応のため、国民各層との接点が少ない。 ○出先機関としての積極的なPR活動の不足 【改善策】 ○各種会議等における植物検疫の情報提供及び意見交換の場の設定。(全国的な展開) ○農政局・農政事務所等関係機関との更なる連携によるPR活動の強化。 ○消費者団体など消費者側への積極的な情報提供。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	【現状の対応状況】 ①苦情や問い合わせに対して直ちに上司に報告、職場内で情報の共有化・協議の上、迅速に要請者に回答。 ②更に、本年3月から「外部からの提供情報の管理マニュアル」に基づき取り組みを徹底。 ③また、苦情等の処理内容は、本所の「問い合わせ管理システム」に該当事例が集積されており、全職員が所内LANで閲覧可能。 【今後の対応】 ○「外部からの提供情報の管理マニュアル」に基づき取り組みを徹底。 ○利用者或いは国民からの「話しやすい」機関となるよう、日頃からの雰囲気作り。 ○各種会議・会合等における植物防疫所HP活用のPR強化。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	

政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	[現状の取り組み] ①植物検疫規則の改正時等は、その都度関係団体及び関係者に説明会を開催し意見交換を実施。 ②関係者団体の総会・会議等において、植物検疫を巡る最近情勢等報告又は紹介。 ③他省庁が開催する「空の日」及び「海の日」等を利用した植物検疫の広報活動を実施。 [問題点等] ○植物検疫制度の改正時に上部機関の指示で説明会を開催しているが、検疫関係団体及び関係者以外の方々には実施していない。 ○説明会等は主に現場担当者が改正内容を中心に説明しており、検疫事業全般に亘る説明対応或いは意見交換の場になっていない。 ○輸入検疫を主とする所においては担当港での検疫業務が中心となっており、生産者団体・消費者団体等との接点が殆どない。 [改善策] ○説明会の開催に当たっては、説明会開催の案内通知先を幅広くする。説明内容も最近の検疫全般に亘った内容も盛り込む。説明者も上部機関からも派遣させる。アンケート等で評価を受ける。等 ○植物防疫所の出先機関からも生産地側或いは消費者側への積極的なPR活動を実施する。 ○地方農政局との連携を更に深める。 ○地方農政事務所との定期的な意見交換の実施及び同事務所の地域活動に植物防疫所も参加しPRする。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ても、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	①植物検疫は、重要病害虫の侵入阻止又はその蔓延防止を図ることが目的であり、輸入段階では農生産者・輸入者及び消費者の利益は一致しない。 ②しかし、病害虫による被害が軽減され、国内農産物の安定供給が図られることにより、最終的には国民全体の利益に繋がると考える。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	○食用に供する輸入農産物に対する植物検疫上の消毒措置（薬剤によるくん蒸等）が該当。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	[現状の対応] ①輸入検疫業務に対しては年二回業務点検月間を設定し見直しを実施。 ②平成20年度において業務監査体制を構築、平成21年度から業務監査を実施。 ③植物検疫措置に使用される薬剤は農薬取締法のに基づき使用、また、消毒措置後の薬剤残留基準は食品衛生法の基準を遵守。検疫措置は科学的根拠に基づいており、消費者の安全も配慮されていると認識。 ④また、消毒措置における薬剤使用量についても低減化が図られている。 ⑤なお、今後においても、消毒措置を講じる場合は食の安全に十分配慮するよう関係者に指導を行うことにしている。 [今後の対応] ○消費者側への植物検疫措置の安全性のPR活動を更に強めることが必要。 ○食品検査等の検査機関との情報交換を深める。 ○検疫薬剤代替法或いは使用量の低減化のPR。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	業務の再点検の結果、輸入植物検疫消毒措置業務以外に該当する業務はなかった。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映	特になし		
			
			